

《令和3年度 札幌市消防団入団促進広報事業》

企画・運営業務 公募型企画競争

提案説明書

令和3年6月

札幌市消防局

「令和3年度 札幌市消防団入団促進広報事業」企画・運営業務 企画提案説明書

本説明書は、札幌市が実施する「令和3年度 札幌市消防団入団促進広報事業」企画・運営業務の委託契約の相手方を選定するための企画競争に関する必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「令和3年度 札幌市消防団入団促進広報事業」企画・運営業務

2 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

4 予算限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 企画提案を求める事項

(1) 基本的認識に関すること

札幌市消防団の現状やこれまでの入団促進に関する取組、課題等に関して基本的な認識を示すこと。

(2) 業務遂行能力に関すること

業務の計画性や執行体制、同様の業務実績等を具体的に示すこと。

(3) 令和3年度事業に関すること

ア 入団者の増加に繋がる効果的な事業内容とし、広報を実施するにあたっての基本的な考え方とその具体的な手法や使用する媒体、回数、目標とする効果などを示すこと

イ 実施した事業の効果を実施結果として取りまとめ、次年度以降の取組についても触れること

6 スケジュール（予定）

	日程（いずれも令和3年）	内容
1	6月21日（月）	告示・ホームページ公開
2	6月21日（月）受付開始 7月8日（木）質問締切	事業実施に関する質問の受付開始及び締切
3	7月2日（金）	参加意向申出書提出期限
4	7月20日（火）	企画提案書等提出期限
5	8月2日（月）	プレゼンテーション及びヒアリング（審査日）
6	8月初旬	業者選定及び通知
7	8月下旬から9月初旬予定	契約締結

7 参加資格要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 平成 30 年から令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載され、かつ、以下のアからウまでの要件を満たした者であること。
 - ア 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
 - イ 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
 - ウ 札幌市競争入札参加資格審査等措置要領に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例 6 号）第 2 条に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与がある者ではないこと。
- (4) 札幌市内に本社または営業所等の拠点をもつ事業者であること。

8 提出書類一覧

	書類名	必要部数
ア	参加意向申出書（様式 1）	1 部
イ	競争入札参加資格認定通知書（写し）	1 部
ウ	企画提案提出書（様式 2）	1 部
エ	同程度予算の規模における類似業務の実績（自由様式）	※ エ、オ、カをひとまとめにして 9 部（正本 1 部、副本 8 部）
オ	企画提案書 ・ A 4 判片面（書式及び枚数は自由）とする。	
カ	業務費用内訳書 ・ A 4 判片面（書式及び枚数は自由）とする。	
キ	上記エ、オ、カの電子データ（DVD 等） ※電子メールに添付して送付することも認める。	1 部

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
上記ウ、エ、オ、カ、キ
- (2) 企画提案書等提出期限
令和 3 年 7 月 20 日（火）12 時 00 分（必着）
- (3) 提出方法
下記「18 提出・問合せ先」あて郵送又は持参。上記キに関しては電子メールによる送付も認める。
※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※直接提出する場合は、9 時 00 分から 17 時 00 分（土日、祝日を除く）に持参すること。
- (4) 留意事項
 - ア 提出書類等の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とする。
 - イ 提出書類等に虚偽があった場合は失格とする。
 - ウ 提出のあった書類等は返却しない。
 - エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、事業者名が特定できる表現（会社名、ロゴ、個人名等）を一切記載してはならない。

10 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 競争入札参加資格認定通知書（写し） 1部

(2) 提出期限

令和3年7月2日（金）12時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「18 提出・問合せ先」あて郵送又は持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、9時00分から17時00分（土日、祝日を除く）に持参すること。

※ 参加意向申出書の提出以降に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること

11 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式4）により下記「18 提出・問合せ先」あて電子メールで問い合わせること。電話や窓口での質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和3年7月8日（木）17時00分

(3) 回答

令和3年7月13日（火）以降、ホームページで公開する。回答の内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。なお、受付期限内に到着しなかった質問書については回答しない。

12 参加資格の審査等

(1) 審査と通知

「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。なお、審査を通過したものには、審査（プレゼンテーション等）の実施日時と合わせて通知する。

(2) 参加資格の喪失等

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当した場合は、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

イ 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

エ 審査の公平性を害する行為をおこなった者

オ 本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

カ その他、札幌市が不適切であると判断した場合

(3) 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

13 選定方法

令和3年度札幌市消防団入団促進広報事業企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により、総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 審査方法

下記のとおり、各企画提案者によるプレゼンテーション（提案説明）及び実施委員会のヒアリング（質疑応答）を行い、契約候補者1者を選定する。

ア 出席者は3名以内とする。

イ 持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）程度とする。ただし、企画提案者数に応じて変更することがある。

ウ 実施順については、実施委員会が事前に決定する。

オ プレゼンテーションを行う際は、企画提案者がパソコン等の電子機器を持ち込み、モニターへ画像等を表示することは可能とする。ただし、事前にモニター等の動作確認を希望する場合は、審査前日まで下記18「提出・問い合わせ先」へ申し出ること。

(2) その他

ア 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

イ 実施委員会による採点が同点となった場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ウ 審査の結果については、各企画提案者に対し、書面にて通知する。

エ 新型コロナウイルス感染症対策の状況により、審査の方法を変更する場合は、別途通知する。

14 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき委託者と契約候補者による協議にて決定するため、企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。

また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しない場合がある。さらに、契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた提案者と交渉する場合がある。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

16 著作権等に関する事項

(1) プロポーザルに係る企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本業務の実施に必要なと認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他の企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき、公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

17 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

18 提出・問合せ先

- 【担 当】 札幌市消防局総務部職員課厚生係（消防団担当）久保田
- 【住 所】 〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎4階
- 【受付時間】 9時00分から17時00分（土日・祝日を除く）
- 【連絡先】 TEL：011-215-2020 / FAX：011-281-0101 / E-mail：kosei.shobo@city.sapporo.jp